

# 聲明書

昭和二年七月十三日(顧みれば偶然にも大正十三年七月十三日、彼の六月下旬のストライキに依り讞首された命日)に全南海鐵道従業員大會の決議に基く處の七月五日、南海當局名に依り發表された社報附録聲明書は、全下級従業員に如何なる影響を及ぼしたであらうか、南海當局の聲明せる精神は明かに南海同志會を彈壓せんとする手段であつた事が明瞭である。即ち南海當局は南海同志會を彈壓せんとする其肚裏は彼の大正十三年六月十八日創立當時の同志會を一部の野心家が政策の爲め、認めたる事を既に其當時に全従業員に看破され居り乍ら負け惜しみに七月五日の聲明書に曰く同志會の創立精神は懇親會である。然して同志會は決して南海當局に階級的對立に出るものでないのであつて従つて同志會は政治行動に出する言ふ事は「マカリナヌ」云ひ當時斯かる政治進出するの起念は同志會幹部の野心からである言ひ同志會の精神に悖る云ふにあり、殊に同志會の幹部が同志會指導精神を過らしめつゝある言ふのであつた。

然して一方には幹部と會員の間隔を生ぜしめ、同志會不信任を高唱せしめる手段とし、又同志會第五回大會決議をかゝる抽象的聲明に依つて同志會を崩壊せん、會社當局の態度に對して南海同志會は不満を抱き遂に七月七日、高野線二日市町油屋旅館に於て同志會擴大幹事會を開き該聲明書に相關連せる同志會第五回大會決議案に關して會社當局に對策を協議するに至らしめた。その結果對策及實行方法は議長榎原氏に一任し、その七月十三日堺市大濱公會堂に於て全南海従業員大會を開き、一方朝來より上野、宮崎、内田、阪田、雜賀、青木君等の代表者を擧げ榎原、藤林氏の讞首反對外一項目を追加し會社當局に交渉を迫つたのであつたが然るに逸早く此報一度

南海當局に通ずるや實狀を知り乍ら、無意識にも責任を轉嫁すべき手段にて庶務課長池澤氏に面接せしめるが如き状態であり、吾々同志會に對し飽迄冷徹なる態度をとりし事が面接せる池澤氏の口吻を見ても窺知するに足れり。その結果に於て吾々同志會の要求を容れられない言ふに歸着せしめた。之が今回のストライキの原因となつたのである。

南海、高野兩沿線住民諸氏並に一般公衆各位に訴ふ、所謂突如今回のストライキに鑑みて諸氏に甚だ御迷惑御不便を相掛けました。吾等は此事實を看る時、諸氏に對し御氣の毒であつて吾々地方交通機關の責任ある従業員として申譯やうはありませぬ。

だが南海當局は日頃自らの利潤を増大するために凡ゆる手段を講じ反感をもたせ、當時吾々が斯かる利潤の増大に對する中堅であり機能機關である同志會に對して實害を與へざる處の同志會幹部を責め、彈壓せんとする事は遂に今回のストライキを依り早からしめたのである。即ち吾等は徒らに會社當局に反對すべく反對するものでない。

彼等は此罷業を豫期してゐた言ふ事は常に我利一片に偏する言ふ人物定評のある運輸課長吉岡常松の言辭を見て明かである。七月十四日時事新報記事になつてゐる。(参照)

要するに吾等は、争闘を好む者でなく當局の攻勢に堪へ兼ね、斯かる行動に出でし事を諒されたのであり、此際會社當局の誠意ある回答を俟つて平和を確立したのである。

右聲明す。

争議團本部